

和議第25号

戦没者等の遺族に対する特別給付金等に係る意見書(案)

戦没者等の妻に対する特別給付金は、夫を失ったことによる精神的痛苦を慰謝するため  
に給付金(記名国債)が支給されるものである。

昭和38年以降、10年を経過するごとに給付金の継続措置がなされ、現在の給付金は、  
平成15年に継続措置されたもので、平成25年10月に国債の最終償還を迎える。

また、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、弔慰の意を表するために、終戦後20周  
年に当たる昭和40年以降、10周年ごとの特別な機会を捉えて弔慰金(記名国債)が支給  
されるものである。

これらの制度は、遺族の方々の深い悲しみや苦難に対し、国として特別の慰謝をするた  
めに創設されたものであり、今後も継続して制度の充実を図っていかなければならない。

よって、国におかれでは、妻に対する特別給付金及び遺族に対する特別弔慰金の継続  
支給措置並びに増額等の充実、時効要件の緩和を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)  
中村 裕一  
長坂 隆司  
雜賀 光夫  
角田 秀樹  
山下 大輔

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣